

公の施設の使用料改定（案）について

1. 受益者負担

公の施設の運営には、施設等の維持管理費や人件費がかかっており、それら経費の全てを税金でまかなうと、その施設を利用する人と利用しない人の間で不公平が生じることになります。

本町では、令和7年3月に策定した「公の施設の使用料の見直しに関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、定期的に施設に係る使用料を見直し、相応の使用料の負担を求めることとします。

2. 基本方針

資料1のとおり。

3. 見直し対象施設

- ① 体育施設・学校体育施設
- ② 那珂川町郷土資料館
- ③ 馬頭広重美術館
- ④ なす風土記の丘資料館
- ⑤ 小川総合福祉センター 園地
- ⑥ 公園
- ⑦ 子どもの森
- ⑧ ふるさとの森公園
- ⑨ カタクリ山公園
- ⑩ 公営墓地
- ⑪ 緑地等利用施設
- ⑫ ふるさと館
- ⑬ 緑の交流空間
- ⑭ 特産品生産施設
- ⑮ 特産品展示販売施設
- ⑯ 高齢者生産活動施設
- ⑰ 農産物展示販売施設
- ⑱ 地域情報発信施設
- ⑲ 観光乗馬施設
- ⑳ まほろば農園

4. 使用料改定（案）

資料2のとおり。

なお、使用料改定（案）の考え方については、基本方針をもとに、次のとおりとしました。

- 基準額（理論上の使用料水準）に調整等を要さない場合は、基準額を採用する。
- 町内類似施設で、使用料の均衡に配慮し調整する。
- 県内類似施設との均衡に配慮する（料金乖離防止 等）。
- 使用料の値上げは1.5倍を超えないこととする。

公の施設の使用料の見直しに関する基本方針

令和7年3月

那珂川町

目 次

I	基本的な考え方	1
II	見直しに向けた理論上の使用料水準の算定方法	2
III	見直しに向けた使用料の具体的な設定方法	5
IV	その他の事項	7

I 基本的な考え方

1 はじめに

これまで、公の施設の使用料については、施設の管理やそこでのサービスに係る経費を積算根拠に、類似施設及び近隣自治体の状況を考慮し、算定を行ってきましたが、統一的な基準は設けていませんでした。

新たに統一的な基準を設けることで、受益者が負担する経費の範囲を明確化し、また、受益者と利用しない人も含めた税金（公費）での負担割合を定めるとともに、施設の効率的な管理運営や業務の見直しなどにより経費削減と利用率の向上を図り、受益者負担※の適正化に取り組めます。

《参考（地方自治法第 225 条）》

「地方公共団体は、…（中略）…公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」

※ 特定の利用者が特定のサービスの提供を受ける場合に、利用する人と利用しない人の負担を公平にする観点から、その利用者に対して受益の範囲内で負担を求める考え方。

2 基本方針

- ① 使用料の標準的な算定方法を定めます。
- ② 使用料の見直しを定期的に行います。
- ③ 受益者負担の適正化を図ります。

3 対象とする施設

使用料の見直しは、使用料を徴収することができる公の施設を対象として行います。ただし、次に掲げるものは対象外とします。

- ・ 使用料の額又は算定方法が、国や県の基準、法令等により定められているもの
- ・ この基本方針による使用料の算定方法が、施設の性質上適さないもの
（例）道路の占用料、公営企業（水道、下水道及び農業集落排水）の使用料など
- ・ 行政財産の目的外使用に係るもの

Ⅱ 見直しに向けた理論上の使用料水準の算定方法

1 算定方法の基本

過去の実績等に基づき算定した使用料原価^{※1}（施設サービス^{※2}に係る経費）と施設の特性に応じた受益者負担割合及び目標とする利用率を基として、理論上の使用料水準を算定した上で、現状における使用料がその水準となることを目指して、使用料の見直しを行います。

使用料の見直しに向けて目指す姿のイメージ

$$\text{現状における使用料} = \frac{\text{使用料原価（施設サービスに係る経費）}}{\text{理論上の使用料水準}} \times \text{受益者負担割合} \times \text{目標利用率}$$

※1 一会計年度において見込まれる額として算定したもの。（直近3年度の決算額の平均値）

※2 公共施設を利用に供することをいう。以下同じ。

2 使用料原価（施設サービスに係る経費）

施設サービスの提供に当たっては、土地の取得経費から、施設の建設費、その後の維持管理費、人件費など多くの経費がかかっています。受益者負担の対象とする使用料原価（施設サービスに係る経費）の算定に当たっては、施設の管理費（人件費＋維持管理費）のうち経常的な経費のみを算定基礎とし、一時的な行政需要に対応するための経費や不規則的に支出される経費などの臨時的な経費は算定対象外とします。

また、公の施設は住民の福祉を増進する目的をもって設置された町民全体の財産であり、設置目的に合致する限り誰でも利用できる施設であるため、その建設や大規模改修に要する経費（減価償却費を含む。）は算定対象外とします。土地の取得に要する経費についても、年数の経過により資産価値が減少するものでなく、施設が廃止された後も町（町民全体）の資産として残るため、算定対象外とします。そのほか、大型の備品整備に要する経費などの投資的経費や、毎年度継続的に支出される経費のうち土地賃借料などの投資的経費の代替経費も算定対象外とします。

使用料原価（施設サービスに係る経費）の区分

区 分		内 容	算定
人件費 維持管理費	経常的 経費	毎年度継続的に支出される経費で人件費、 光熱水費、維持管理費などの経費	対象
		土地賃借料などの投資的経費の代替経費	対象外
	臨時的 経費	一時的な行政需要に対応するための経費や 不規則的に支出される経費	対象外
投資的経費		施設の建設や大規模改修等に要する経費 (減価償却費を含む)、土地の取得に要する 経費、大型の備品整備に要する経費など	対象外

また、公の施設には、施設サービスの提供を行うだけではなく、それ以外の機能（Ex. 出張所機能など）を有するものもあります。そのため、使用料原価（施設サービスに係る経費）の算定に当たっては、施設全体の面積のうち施設の利用に供する面積を考慮し按分するなどの合理的な方法により、施設サービスに係る経費として相当と認められる額を算定します。

3 受益者負担割合

公の施設には多種多様な施設があり、施設それぞれで設置目的、サービスの内容は異なります。そのため、施設の特性に応じて、利用者と行政が関与する割合（受益者負担と公費負担）を定めます。

また、施設を利用する人と利用しない人の均衡を図るために、施設ごとに行政の関与すべき度合いを、そのサービスが日常生活の上で必ず必要かどうか（必需性）と民間で提供することが可能かどうか（市場性）の2つの観点から負担割合を定めます。

(1) 施設サービスの分類

ア 必需性に関する基準

必需的 … 町民の日常生活において最低限必要なサービス

選択的 … 基礎的なサービス以上のものや必要性が個人の価値観や嗜好によって異なるサービス

イ 市場性に関する基準

公共的 … 民間による提供が困難であり、主に行政が提供すべきサービス

市場的 … 民間による提供が可能又は期待できるものや、行政と民間で競合しているサービス

(2) 施設サービスの分類別の負担割合

公共的で民間では提供されにくいものの、全ての町民が日常生活に必要（必需的）なサービスについては、受益者負担割合が低く、一方で、市場的で民間でも類似のサービスが提供され、特定の町民が利用する選択的なサービスについては、受益者負担割合が高くなります。

施設サービスの分類別の負担割合の区分

市場性	A 公 共 的	受益者負担 50% 税負担 50%	受益者負担 25% 税負担 75%	受益者負担 0% 税負担 100%
	B 中 間	受益者負担 75% 税負担 25%	受益者負担 50% 税負担 50%	受益者負担 25% 税負担 75%
	C 市 場 的	受益者負担 100% 税負担 0%	受益者負担 75% 税負担 25%	受益者負担 50% 税負担 50%
		1 選択的	2 中 間	3 必需的

必需性

4 目標利用率

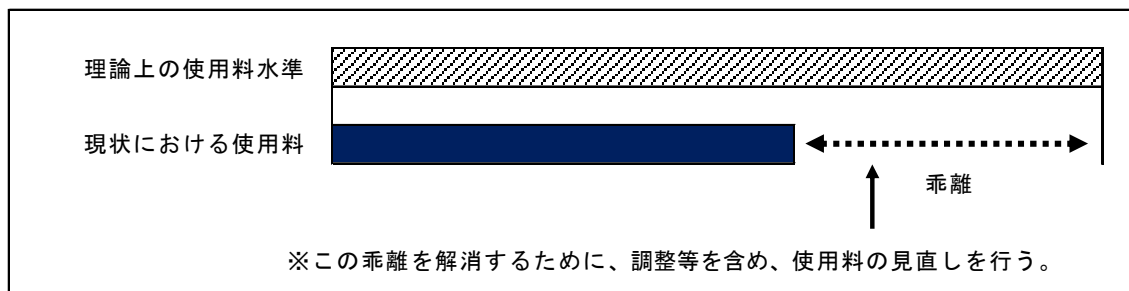
目標利用率については、過去の実績を基に、施設サービスの向上など利用率の向上のための町の責務も考慮し、目標とする利用率を適用します。

Ⅲ 見直しに向けた使用料の具体的な設定方法

1 設定方法の基本

Ⅱにより算定した理論上の使用料水準と現状における使用料とを比較し、その乖離に応じて、個別の使用料の見直しを行います。

使用料の見直しのイメージ



2 使用料の設定における留意事項

Ⅱにより算定した理論上の使用料水準が、受益者が負担する理論上の適正な水準であり、現状における使用料との乖離を解消するために、見直し後の使用料の額を最終的に決定する際には、その時々为社会経済情勢を踏まえて、受益者負担の適正化のための町の責務Ⅳの4や現行の料金体系とのバランスを考慮しつつ、次の事項を含めて総合的に判断し、必要に応じて調整等を図ることとします。

(1) 同種・類似のサービスを提供する施設における調整

同種・類似のサービスを提供する施設について、公平性の確保のため使用料の均衡を図る必要がある場合は、施設を類型化して算出するなどの調整を図ることができるものとします。

(2) 近隣自治体や民間施設が提供する類似サービスとの均衡

算定した使用料が近隣自治体や民間施設の料金と比較して著しく高い又は低いことにより、利用の低下や民業圧迫等につながることを懸念される場合は、近隣自治体や民間施設の料金と大きな乖離が生じないように調整を図ることができるものとします。

(3) 利用実態を勘案した料金設定

施設の利用実態に応じて、次の各種条件により使用料の格差等を設定できるものとします。

ア 時間帯・曜日別

施設の利用状況や管理上の負担を考慮し、時間帯又は土曜・日曜・祝日の利用と平日の利用による使用料の格差を設定できるものとします。

イ 町内、町外利用者別

土地の取得経費、施設の建設費などは使用料原価（施設サービスに係る経費）に含めておらず、町民からの税金（公費）で負担している状況を考慮し、町外の人が施設を利用する場合の使用料の増額の規定を設定できるものとします。

ウ 営利目的、非営利目的別

営利目的で利用する場合又は入場料を徴する場合は、使用料の増額の規定を設定できるものとします。

エ その他の合理的な理由によるもの

町民利用の促進等その他の合理的な理由がある場合は、政策的に使用料の格差等を設定できるものとします。

(4) 激変緩和のための調整等

Ⅱにより算定した理論上の使用料水準と現状における使用料水準との乖離が著しく大きく、使用料の大幅な改定が必要な場合、利用者の負担が急激に増加し、当該施設の利用の低下が想定されます。これを緩和するため、改定後の料金は現行の料金の1.5倍を超えないこととします。

また、Ⅱにより算定した理論上の使用料水準と現状における使用料水準との乖離が5%未満の場合は、料金の改定による影響を限定的にするため、原則として現行の料金に据え置くものとします。

(5) 附属設備等に係る使用料の設定

附属設備、貸出備品等に係る使用料については、個々の購入金額が不明であるものが多く、また、統一的な基準による料金算定が困難であることから、当該使用料を設定する場合は、施設の設置目的と特性に応じて、同種・類似のものとの均衡を図りつつ、受益者負担の原則に基づいた個別の算定方法により適切な料金を設定するものとします。

3 その他

施設の設置形態や利用形態その他の事情により、この基本方針の算定方法では算定が困難又は妥当性を欠くものについては、受益者負担の原則に基づいた個別の算定方法により適切な料金を設定できるものとします。

Ⅳ その他の事項

1 使用料の見直しのサイクル

受益と負担の公平性を確保しながら、施設サービスの向上を図るため、原則として、5年ごとに使用料の見直しを行います。

ただし、新規に設定された使用料は、その後、全体の見直しサイクルに合わせて見直しを行います。この場合、使用料の設定から次期見直しサイクルまでの間が2年に満たない場合は、見直しを行わないこととします。

また、指定管理者制度を導入している施設（利用料金制を導入していない施設を除く。）の使用料の改定については、原則として、基本協定の締結期間中はそのままとし、改定後の使用料の適用は、次の基本協定締結時とします。ただし、基本協定の締結期間中であっても、指定管理者との協議により改定後の使用料の適用が可能な場合には、使用料の改定を行うことができるものとします。

2 使用料の単位

利用者の利便性を確保するとともに事務の煩雑化を防ぐために、使用料の単位は原則として10円単位とし、算定の結果として10円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとします。

3 使用料の減免に係る基本的な考え方

使用料の減免については、あくまで特例的な措置であり、受益者負担の原則を基本とし、真に止むを得ないものとして合理性のある場合に限定するものとします。その場合において、定例的に使用料の減免を行うことが見込まれる場合は、各施設において使用料の減免に係る基準を策定し、その基準に基づき減免を行うことを基本とします。

4 受益者負担の適正化のための町の責務

受益者負担の考えのもとでは、人件費や維持管理費が使用料の原価計算の基礎となることから、町は施設の効率的な管理運営や業務の見直しなどにより経費削減に努めます。また、使用料収入の確保に向けて施設の利用率の向上を図るとともに利用満足度を高めるなど、施設サービスの向上に努めます。

使用料改定（案）

【資料2】

1 体育施設・学校体育施設						
施設名・種別	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
総合体育館（アリーナ）	50%	1時間当たり	1,500	1,500	料金据え置き	
〃（卓球場）			100	140	激変緩和として現行料金の1.5倍を超えないこととする	
馬頭西体育館			800	900	馬頭西体育館、谷川体育館、大山田体育館、小川南体育館の料金を統一する 料金値上げ	
谷川体育館			800	900		
大山田体育館			800	900		
小川南体育館			800	900		
小川体育館（アリーナ）			1,200	1,200	料金据え置き	
〃（卓球場）			150	150		
小川武道館			300	440	激変緩和として現行料金の1.5倍を超えないこととする	
小川弓道場			100	140	小川弓道場、御霊神社弓道場の料金を統一する	
御霊神社弓道場			100	140	激変緩和として現行料金の1.5倍を超えないこととする	
馬頭運動場（全面）			600	630	馬頭運動場、小川運動場の料金を統一する 料金値上げ	
小川運動場（全面）			600	630		
大山田下郷運動場（全面）			300	440	大山田下郷運動場、小川南運動場の料金を統一する 激変緩和として現行料金の1.5倍を超えないこととする	
小川南運動場（全面）			300	440		
馬頭運動場（夜間照明施設）A面点灯			2,000	2,000	馬頭運動場、小川運動場の料金を統一する 料金据え置き	
〃 A面1/2点灯			1,000	1,000		
〃 B面点灯			1,000	1,000		

1 体育施設・学校体育施設						
施設名・種別	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
小川運動場（夜間照明施設）南面点灯	50%	1時間当たり	2,000	2,000	馬頭運動場、小川運動場の料金を統一する 料金据え置き	
〃 南面1/2点灯			1,000	1,000		
〃 北面点灯			1,000	1,000		
大山田下郷運動場（夜間照明施設）全面			700	700	料金据え置き	
小川南運動場（夜間照明施設）全面			1,000	1,000	小川南運動場、馬東小校庭の料金を統一する 料金据え置き	
馬頭東小学校（夜間照明施設）			1,000	1,000		
馬頭小学校体育館			300	440	馬小体育館、馬東小体育館、小川小体育館、馬中体育館、小川中体育館の料金を統一する 激変緩和として現行料金の1.5倍を超えないこととする 馬頭中学校と小川中学校の空調設備は新設料金 双方の料金を統一する	
馬頭東小学校体育館			300	440		
小川小学校体育館			300	440		
馬頭中学校体育館			300	440		
〃 空調設備			—	1,000		
小川中学校体育館			300	440		
〃 空調設備			—	1,000		
馬頭小学校校庭			300	300	馬頭小校学校校庭、馬頭東小学校校庭、小川小学校校庭、馬頭中校学校校庭、小川中学校校庭の料金を統一する 料金据え置き	
馬頭東小学校校庭			300	300		
小川小学校校庭			300	300		
馬頭中学校校庭			300	300		
小川中学校校庭			300	300		

2 那珂川町郷土資料館						
区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
入館料	0%		無料	無料	据え置き	
特別企画展						
一般(個人)	100%	1人につき	1,000	1,000	料金据え置き	範囲内金額
(団体：20人以上)			800	800		
大学等の学生、生徒(個人)			500	500		
(団体：20人以上)			400	400		
小・中学校の児童・生徒(個人)			200	200		
(団体：20人以上)			100	100		

3 馬頭広重美術館						
区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
観覧料						
企画展						
一般(個人)	100%	1人につき	500	500	県内の同規模の美術館との料金乖離を防止する 料金据え置き	
〃 (団体：20人以上)			450	450		
大学等の学生、生徒(個人)			300	300		
〃 (団体：20人以上)			270	270		

3 馬頭広重美術館						
区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
観覧料						
特別展						
一般(個人)	100%	1人につき	700	700	料金据え置き	
〃 (団体：20人以上)			630	630		
大学等の学生、生徒(個人)			400	400		
〃 (団体：20人以上)			400	400		
年間観覧料			3,000	3,000		
〃 中学生以下	0%		無料	無料	据え置き	
撮影等料金						
資料撮影・画像利用	100%	1図(3点以内)1回 につき	5,000	5,000	料金据え置き	
〃 (学術目的の場合)			1,000	1,000		
熟覧		1図1回につき	1,000	1,000		
撮影(9時～17時 4 時間分)		1時間につき	6,250	6,250		
〃 (17時～22時・5時～9時 4 時間分)			8,000	8,000		
〃 (22時～5時 4 時間分)			10,000	10,000		
その他		教育委員会が別に 定める額				
施設使用料						
視聴覚研修室・オープンギャラリー・広重街道 (9時～17時まで)	100%		2,000	2,000	料金据え置き	

3 馬頭広重美術館						
区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
施設使用料						
視聴覚研修室・オープンギャラリー・広重街道 (9時～17時以外8時間ごとに)	100%		2,000	2,000	料金据え置き	
その他の施設		教育委員会が別に 定める額				
レストラン・ショップ		1月当たり	100,000	100,000	料金据え置き	

4 なす風土記の丘資料館						
区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
観覧料						
一般(個人)	100%	1人につき	100	100	大田原市なす風土記の丘湯津上資料館と料金を統一する 料金据え置き	
〃 (団体：20人以上)			80	80		
大学等の学生、生徒(個人)			50	50		
〃 (団体：20人以上)			40	40		
中学生以下	0%		無料	無料		

5 小川総合福祉センター 園地						
行為の種類	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
行商、露店、展示会、博覧会その他 【営利目的の場合】	100%	1平方メートルにつき 1日	30	10	園地、公園、子どもの森、ふるさとの森公園、カタクリ山公園、緑地等利用施設の料金を統一する	
業としての写真及び映画撮影 【 〃 】		日額	530	530		
上記以外	0%		無料	無料	据え置き	

6 公園						
行為の種類	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
期間1箇月以上のもの(期間：3箇月以内)	100%	1平方メートルにつき 1日	10	廃止	園地、公園、子どもの森、ふるさとの森公園、カタクリ山公園、緑地等利用施設の料金を統一する	上限金額
1日の単位で使用するもの			20	廃止		
行商、露店、展示会、博覧会その他 【営利目的の場合】			—	10		
業としての写真及び映画撮影 【 〃 】		日額	—	530		
上記以外	0%		無料	無料	据え置き	

7 子どもの森						
種別・行為の種類	受益者負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
多目的広場	100%	1日1平方メートル 当たり	5	廃止	園地、公園、子どもの森、ふるさとの森公園、カタクリ山公園、緑地等利用施設の料金を統一する	
行商、露店、展示会、博覧会その他 【営利目的の場合】		1平方メートルにつき 1日	—	10		
業としての写真及び映画撮影 【 〃 】		日額	—	530		
上記以外	0%		無料	無料	据え置き	

8 ふるさとの森公園						
種別・区分・行為の種類	受益者負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
匠の館(午前9時～正午) 【営利目的の場合】	100%		1,580	廃止	料金設定を午前・午後から1時間当たりの単位に改める	
〃 (正午～午後4時30分) 【 〃 】			1,580	廃止		
匠の館 【 〃 】		1時間当たり	—	320		
ふれあいの舎		1日1回につき	1,580	2,310	料金値上げ	
行商、露店、展示会、博覧会その他 【営利目的の場合】		1平方メートルにつき 1日	30	10	園地、公園、子どもの森、ふるさとの森公園、カタクリ山公園、緑地等利用施設の料金を統一する	
業としての写真及び映画撮影 【 〃 】		日額	530	530		
上記以外	0%		無料	無料	据え置き	

9 カタクリ山公園						
種別・行為の種類	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
行商、露店、展示会、博覧会その他 【営利目的の場合】	100%	1平方メートルにつき 1日	30	10	園地、公園、子どもの森、ふるさとの森公園、カタクリ山公園、緑地等利用施設の料金を統一する	
業としての写真及び映画撮影 【 〃 】		日額	530	530		
上記以外	0%		無料	無料		

1 0 公営墓地						
区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
公園墓地 6平方メートル (使用料)	100%	1区画	450,000	450,000	料金据え置き	
〃 9平方メートル (〃)			670,000	670,000		
〃 6平方メートル (管理料)		毎年	2,500	2,500		
〃 9平方メートル (〃)			2,500	2,500		
小川墓地 3.6平方メートル (使用料)		1区画	30,000	30,000		
〃 (管理料)		毎年	1,500	1,500		

1 1 緑地等利用施設						
種別・区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
管理棟・研修室(午前9時～正午) 【営利目的の場合】	100%		320	廃止	料金設定を午前・午後から1時間当たりの単位に改める	
〃 (正午～午後5時) 【 〃 】			530	廃止		
管理棟・研修室【 〃 】		1時間当たり	—	150		
広場【 〃 】		1平方メートルにつき1日	20	10	園地、公園、子どもの森、ふるさとの森公園、カタクリ山公園、緑地等利用施設の料金を統一する	
業としての写真及び映画撮影 【 〃 】		日額	—	530		
上記以外	0%		無料	無料	据え置き	

1 2 ふるさと館						
種別・区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
研修室(午前9時～正午)	100%		2,100	廃止	料金設定を午前・午後から1時間当たりの単位に改める	
〃 (午後1時～午後5時)			2,100	廃止		
研修室		1時間当たり	—	660		
会議室(和室)(午前9時～正午)			530	廃止		
〃 (午後1時～午後5時)			530	廃止		
会議室(和室)		1時間当たり	—	220		

1 2 ふるさと館						
種別・区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
ギャラリー(午前9時～正午)	100%		530	廃止	料金設定を1回から1時間当たりの単位に改める	
〃 (午後1時～午後5時)			530	廃止		
ギャラリー		1時間当たり	—	220		
暖房料		1回	1,050	廃止		
冷房料			1,050	廃止		
暖房料		1時間当たり	—	110		
冷房料			—	110		

1 3 緑の交流空間施設						
種別・区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
緑の交流館 宿泊室(6畳)	100%	1泊につき	5,000	廃止	料金体系を各部屋から施設全体に、料金設定を1泊・1日から1時間の単位に改める	
〃 〃 (18畳)			15,000	廃止		
〃 会議室		1団体1日につき	1,000	廃止		
〃 調理室			2,000	廃止		
全施設		1時間当たり	—	420		
森林体験施設		1団体1日につき	1,000	1,000	料金据え置き	

1 4 特産品生産施設						
種別・区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
作陶室	100%	1人1日	530	790	激変緩和として現行料金の1.5倍を超えないこととする	
木工・竹工室			530	790		
灯油窯		1回	530	790		
伝統工芸室		1日	530	790		

1 5 特産品展示販売施設						
区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
町内に所在する団体又は町内に居住する者	100%	1日につき	2,100	2,500	料金値上げ	
〃		1月につき	21,000	25,000		
町外に所在する団体		1日につき	4,200	廃止	「町内に所在する団体又は居住する者」と同じ区分に 整理	
町外に所在する団体又は町外に居住する者		1日につき	—	5,000		
〃		1月につき	—	50,000		

1 6 高齢者生産活動施設						
種別・区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
管理所 厨房 【営利目的・私的集会・町長が認めた町外者の場合】	100%	1部屋1日につき	5,000	3,200	馬頭・小川総合福祉センター調理室との料金乖離を防止する 料金値下げ	*1日に満たないときは時間割金額
〃 和室 【 〃 】			4,000	1,600	小川総合福祉センター和室との料金乖離を防止する 料金値下げ	
〃 茶室 【 〃 】			7,000	4,000	近隣市の同類施設との料金乖離を防止する 料金値下げ	
陶芸館 【 〃 】			5,000	3,200	特産品生産施設作陶室との料金乖離を防止する 料金値下げ	
木工館 【 〃 】			3,000	廃止	令和7年度に施設廃止	
民舞館 【 〃 】			3,000	廃止		
上記以外	0%		無料	無料	据え置き	

1 7 農産物展示販売施設						
上限額	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
毎月売上げ金額の2%相当額、ただし、月額21,000円を上限とする。	100%	1月につき	21,000	21,000	料金据え置き	上限金額

1 8 地域情報発信施設						
区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
アイスクリーム加工施設及び販売施設	100%	1月につき	110,000	110,000	料金据え置き	

1 9 観光乗馬施設						
種別・区分	受益者 負担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
管理棟 2棟	100%	月額	60,000	30,000	料金値下げ	
畜舎 2棟						
作業用建物 1棟						
馬場(丸馬場・角馬場・外周馬場)						

2 0 まほろば農園						
区分	受益者負 担割合	単位	現行料金 (円)	改定案 (円)	料金改定の調整内容等	備考
1区画(30m2)当たり	100%	年額	5,000	5,000	県内他市町との料金乖離を防止する 料金据え置き	

※1 町外の人（又は団体）が利用する場合は、通常の使用料の2倍に相当する額を徴することとします。

※2 営利目的で施設の設置目的に沿った利用の場合は、通常の使用料の2倍に相当する額を徴することとします。

※3 営利目的で施設の設置目的に沿った利用でない場合は、通常の使用料の4倍に相当する額を徴することとします。

※2※3について、町外の人（又は団体）が利用する場合は、これの2倍に相当する額を徴することとします。